

5 花き

ポイント

- 装飾用に栽培する花き類には、食品衛生法上の規制値等がないが風評等を意識した対応が必要と考えられる。
- カリ肥料の施用は、放射性セシウムの吸収抑制に効果的であるが、土壤分析結果などにより判断し、生育障害が出ないように注意する。
- 土壤改良資材の施用量は、土性や土壤分析結果により判断し使用する。
- 鉢花の培土は、肥料・土壤改良資材・培土の暫定許容値400^ベクレル/kg(製品重量)を遵守する必要がある。
- 鉢花の培土が暫定許容値を超えるおそれがある場合は、入手先の変更や代替資材を活用し、安定生産に心掛ける。

(1) 吸収抑制技術

ア カリウム肥料の施用

カリウム施肥は、放射性セシウムの吸収抑制に効果的な技術といえる。

ただし、園芸作物ほ場の多くがカリウム過剰傾向にあるため、施用量を決める際は、土壤分析結果などにより、拮抗関係にあるカルシウム、マグネシウム、カリウムの塩基バランスを考慮する必要がある。

なお、カリウム過剰になるとカルシウムやマグネシウムの欠乏症を引き起こすことがあるので注意する。

<石灰肥料の選び方、カリ肥料の特徴については、「3 野菜」の項を参照>

イ 土壤改良資材の施用

ゼオライト

- 塩基置換容量(CEC)が大きい資材のため、施用することで土壤の緩衝能を高め、放射性セシウムの吸収抑制効果も期待できる。
- CECが100me/100gのゼオライトを10aのほ場全面に深さ10cmの範囲に1 t(比重1の場合)混合施用した場合、CECは10a当たり1 me/100g向上する。
- なお、土質や土壤分析結果により、CECの大きさや塩基飽和度を考慮して、施用の有無を判断する。
 - ・施用量を抑えるには、作条施用が合理的である。
 - ・リン酸吸収係数が小さいため、火山灰土壌ではリン酸の肥効が高まる。
 - ・保肥力が高まるので、窒素施用量を減ずる。

ウ 堆肥の施用

堆肥の施用効果

堆肥等有機物の施用は、窒素・リン酸・カリや微量元素などの養分の持続的な供給や土壤の団粒化促進などの物理性改善、土壤中の微生物活性化の促進など、高品質生産を維持しながら、土づくりを進めていくための基本技術である。

堆肥の施用により、放射性セシウムの作物への吸収が抑制されるという報告がある。これは堆肥に含まれるカリウムの効果と考えられている。

肥料・土壤改良資材・培土を施用する際は、暫定許容値(400^ベクレル/kg)以下であることを確認して施用する。

(2) 鉢物の培土

鉢花の培土は、購入者が最終的に廃棄処分する際の拡散が懸念されることから、肥料・土壤改良資材・培土(以下肥料等と総称)の製造業者と同様に、暫定許容値400^ベクレル/kg(製品重量)以下であることを遵守する必要がある。

ア 自家採取の原材料を用いる場合

(ア) 出荷時の鉢物培土が、製品重量で暫定許容値の400^ベクレル/kgを下回るように培土の肥料等を配合する。

例えば、400^ベクレル/kgの腐葉土を使用する場合は、400^ベクレル/kg以下の山土やピートモス等を用いることで、出荷可能な培土を作ることができる。

(例) 腐葉土 (400^ベクレル/kg) 10kg
山土 (50^ベクレル/kg) 20kg
ピートモス (0^ベクレル/kg) 10kg

を配合した場合、理論上の製品重量は125^ベクレル/kgとなる。

(イ) 配合時または出荷前には、培土の製品重量（出荷時の状態）を分析機関で測定しておき、暫定許容値を下回ることを必ず確認する。

(ウ) 配合後の培土や原材料を保管しておく場合は、屋内で保管したり、シートで覆うなどにより、保管中の汚染を確実に防止する。

イ 購入した原材料を用いる場合

(ア) 肥料等を購入する場合は、購入先にその肥料等の原料の入手先や製造方法等を尋ね、放射性セシウムの測定結果が暫定許容値を下回る肥料等であることを必ず確認しておく。

(イ) 原材料の由来や管理状況が不明な肥料等は使わないようにする。

(ウ) 市場や販売店等から培土の測定結果を求められる場合もあるので、出荷前には分析機関等で測定するなど、風評等の防止に努める。

(エ) 培土や原材料を保管しておく場合は、屋内で保管したり、シートで覆うなどにより、保管中の汚染を確実に防止する。

ウ 代替資材の活用

高濃度の放射性セシウムが含有する可能性があるなど、安全な原料の入手が困難な場合は、原料の配合比率の変更や原料の代替を検討する必要がある。

特に腐葉土の入手が困難な場合は、代替品としてピートモスやパームヤシなどの新たな資材の使用を検討する必要がある。

(3) 枝物花木類の樹体管理

ア 積極的なせん定作業による低減対策

農業総合センター果樹研究所の樹体調査などから、樹木の枝や幹に放射性セシウムの付着が確認されていることから、花木類も同様に影響を受けていると考えられる。

従って、古枝（三年枝）の早期更新や縮・間伐などのせん定作業を積極的に実施することは、枝物花木類における風評被害の回避や除染対策として期待できる。

イ せん定等作業時の注意点

せん定枝を集めたり、せん定枝粉砕機（チップパー）等を使用する際は、粉塵対策としてマスクや保護メガネ、ゴム手袋、長靴、長袖等を着用する。また、せん定枝粉砕機（チップパー）の使用時は粉塵が周囲へ飛散しないよう十分注意する。

ウ せん定枝および伐採樹等の取り扱いについて

(ア) 焼却について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」では、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は野外焼却禁止の例外とされている。

一般のせん定枝や伐採樹（一般廃棄物に該当）及び除染実施区域内において、除染により発生したせん定枝や樹皮のうち指定廃棄物以外のもの（特定一般廃棄物に該当）の焼却についても野外焼却禁止の例外規定が適用されると考えられる（廃ビニール等は不可。また、せん定枝等であっても自治体の条例で野外焼却が禁止されている場合は不可。）。

しかし、放射性物質を含むせん定枝等を野焼きすると、飛灰などとともに放射性物質の一部が周囲に拡散する可能性があり、残った灰にも放射性物質が高濃度に濃縮されるおそれがあることなどから、野焼きは控える。

(イ) 有機質資源としての農地への利用について

せん定枝等は肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値（含まれることが許容される放射性セシウムが最大400Bq/kg。※平成23年12月現在。）以下のものは農地への投入が可能である。また、これを超えるものであっても、せん定枝等が発生した当該ほ場への還元施用は可能であるが、汚染程度が高いと判断される場合は、耕作していない農地や樹園地の一面等を利用し一時保管する。

また、せん定枝やせん定枝を利用した堆肥等は、暫定許容値以下であることが確認できれば利用が可能である。

(ウ) 廃棄物としての処分

せん定枝等（伐採樹や樹皮を含む）を廃棄物として焼却施設等で処分する場合は、受け入れの可否について、各焼却施設に確認する必要がある。

受け入れが困難な場合は、焼却施設等の受け入れ体制が整備されたり仮置き場が設置されるなど対処方法が明らかになるまでは、耕作していない農地や樹園地の一面等を利用し一時保管する。

(エ) せん定枝や伐採樹の一時保管方法

一般のせん定枝等（一般廃棄物）や除染等の措置に伴い生じたせん定枝等（特定一般廃棄物）を一時保管する際は、集めたせん定枝等から放射性物質が飛散したり、水で地下に浸透しないよう注意する。

特に、除染等の措置に伴い生じたせん定枝等（特定一般廃棄物）は、「除染廃棄物関係ガイドライン（環境省）」により、適切に保管する。

せん定枝等の一時保管場所として広い面積の確保が困難な場合は、せん定枝等を粉砕し減容化することが有効である。

<関連用語の解説については、「4 果樹（3）樹体管理 オ せん定及び伐採樹等の取り扱いについて」の項を参照する。>

